

若狭小学校いじめ防止基本方針

(令和2年2月)

《いじめ防止基本方針について》

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、若狭小学校では、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、次のような基本理念を持って、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

[いじめの防止の対策に関する基本理念]

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策はすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、「いじめ問題」を根絶することを目的として行われなければならない。また、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめを受けた児童の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域、家庭その他の関係者との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

《本校の現状》

本校の子どもたちは、明るく元気で、休み時間も外で体を動かす児童が多い。しかし、全体的に言葉が荒く、それが原因でのトラブルも多くある。その都度、担任を中心にどんな些細なことでも見逃さないよう話し合いを行っている。

毎月のいじめアンケートの結果によると「いじめられた」と答えた児童、「いじめた」と答えた児童は数人でてくる。しかし、「いじめた」とする児童も、自分の行動にいけない面があったと感じ、それを素直に認めることができる児童がほとんどである。このため、重大な「いじめ」ととらえられる事例は発生していない。しかしながら、「いじめ」はどの児童にも起こりうるという考えを踏まえ、常にいじめの兆候や発生を見逃すことのないよう目配り気配りを怠らず、いじめに向かわせないための未然防止、発生した場合もいじめの解消まできちんと取り組む姿勢を全教職員で意識し、共有している。

I いじめの定義といじめ防止の基本理念

【いじめとは】（「いじめ防止対策推進法 第2条より」）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童などが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止の基本理念】（「いじめ防止対策推進法 第3条より」）

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

指導上の基本的認識

- 「弱いものをいじめるということは人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと。
- 「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という認識に立つこと。
- いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った児童を徹底して守り通すという毅然とした態度を日頃から示すこと。
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であり、学校、家庭、地域社会等、全ての関係者が一体となって真剣に取り組むことが必要であること。
- 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜びについて適切に指導すること。

II いじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校内の組織

①児童支援委員会(生徒指導委員会)

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる生徒指導委員会を設置し、月1回（第4木曜日、16:00）、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

②いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、教育相談支援員、その他関係職員によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

③職員会議

月に一度、全教職員で問題傾向を有する児童、配慮を要する児童等について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、管理職に報告する。また、緊急を要する問題行動が発生したときに緊急生徒指導委員会を行うとともに、管理職の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、那覇市教育委員会と連携を図り、那覇警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切な支援を求める。

III いじめ未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、全教師がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就観を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないこと」という認識を児童が持つよう教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを知らしめる。

【学級経営】

(1) 学習を支える力の育成

- 規範意識・マナーの向上
- 学習環境・言語環境の充実に向けた取組
（「みそあじ」「そめあじ」の徹底、ベル席、正しい姿勢、学習用具の準備等）

- (2) 集団づくり・自主性を高める取組の充実
- 自分の思いや考えを安心して表現できる支持的風土の醸成
 - 「生徒指導の3つのポイント（①自己存在感②共感的人間関係③自己決定）を意識した学級作り
 - 話し合い活動、学級会活動の計画的な取組
 - 自主的な委員会活動への取組など、学校行事の主体的な運営

【各教科・体験活動】

- (1) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
- 「主体的・対話的で深い学び」の授業実践に向けた取組
 - 「めざす授業像の共有」をはかり、継続的・系統性のある授業実践
 - 言語活動の充実をはかる授業実践
 - 基礎的・基本的事項の徹底指導
- (2) 道徳教育の充実
- 一人ひとりのよさや違いを認め合える学習
 - 児童の自己肯定感を高める学習
 - 「いじめ」の本質や構造の理解
- (3) 学校相互間・地域との連携協力体制の整備
- 子ども園、幼稚園や保育園並びに中学校との情報交換や交流学习の取組
 - 「地域資源・人材活用ボランティア」を活用した取組の充実

【その他】

- (1) 相談体制の整備
- 毎月のいじめアンケートによる情報収集・現状把握
 - 年2回の教育相談による児童理解に向けた取組
 - 各種支援員の効果的な活用に向けた連携の充実
- (2) インターネットを通じて行われるいじめ等に対する対策
- SNSを使ったいじめに関する授業実践（道徳）
 - 外部講師を招聘した保護者向けの啓発活動と家庭・地域との連携
 - 教職員・保護者・児童を対象とした情報モラル教育研修会の開催

IV いじめの早期発見に向けた取組

いじめの早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。すべての大人が連携し、児童の変化に気づく力を高める取組を推進する。

- ・学級での観察
- ・保健室での様子（来室回数）
- ・教育相談の実施
- ・毎月のいじめアンケート
- ・個人面談の実施
- ・ノートや日記からの情報
- ・地域、家庭からの情報
- ・全職員での情報共有

V いじめに対処するための具体的措置（「いじめ防止対策推進法 第23,26,28条より」）

- (1) 教職員等は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる。
- (2) 学校は、通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を設置者に報告する。
- (3) 学校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。
- (5) 学校は、支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置をとる。
- (6) 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処し、在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めらる。
- (7) 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して、当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに行う。
- (8) 重大事態が発生した場合は、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

VI いじめに対する早期対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

一次対応（緊急対応）

- いじめの事実関係を正確に把握する。
- 「いじめ防止対策委員会」を設置する。
 - 校内組織：校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、関係職員、教育相談支援員
 - 拡大組織：校内組織メンバー、児童民生委員、人権擁護委員、PTA役員、関係機関（警察、弁護士、児童相談所等）、その他校長推薦（学識経験者、外部有識者等）
- いじめられた児童の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）をする。緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難的措置として別室登校（相談室、保健室等）なども考える。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対応する。
- 校長及び関係職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝える。

二次対応（短期対応）

- 「いじめ防止対策委員会」において、いじめられている児童の指導・援助の方策案を立て、支援の体制及び方針について全職員で共通理解する。
- 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめられた児童を支援する体制を整える。

三次対応（長期対応）

- いじめられた児童が学級及び集団へ適応できるよう支援する。
- いじめの当事者を含めた集団全体への働きかけや「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を示すとともに継続的な指導・支援を行う。
- いじめられた児童の精神的安定や心の回復のために、当該児童を把握している担任教員や学年の教職員、生徒指導主事や養護教諭などが教育相談支援員等とも連携し、当該児童を組織的に見守る。

(2) ネット上でのいじめへの対応

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、児童や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、児童の様子の変化から、事案を把握することになった事例もあります。学校では子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応していく必要がある。

①「ネット上のいじめの発見」（児童・保護者等からの相談）

②書き込み内容の確認

誹謗・中傷等の書き込みの相談があった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして内容を保存するようにする。

③掲示板等の管理者・プロバイダに削除依頼

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところから管理者・プロバイダに削除依頼を出す。

④解除依頼をしても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

(3) 重大事態への対応

【重大事態の定義】

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

【重大事態発生時の連絡体制】

- ①発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長
 - ②校長 → 教育委員会学校教育課
- ※緊急時には臨機応変に対応する。
※必要に応じて警察等関係機関に通報する。

【重大事態発生時の初動】

- ①いじめ対策委員会の設置、招集
- ②教育委員会学校教育課への報告と連携
- ③事実の究明（調査）
 - ・いじめの状況・いじめのきっかけ聴取
 - ・事実に基づく聴取：被害者 → 周囲にいるもの → 加害者 の順
- ④への通報など関係機関との連携

重要事態対応フロー図

【いじめの疑いに関する情報】

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者に報告

【重大事態の発生】

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」



学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

●学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会）を設置

※ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ 事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※重大事態に至る要因となつたいじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告をする。）
※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
※質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

●調査結果を学校の設置者の報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童及びその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた適切な措置

VI いじめ防止等に関する取組

いじめ防止対策に関する取組 年間計画

	取組等の内容		
	教職員の取組	児童の活動	保護者への取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針についての確認（職員会議） ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き ○学級のルールづくり ○いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての説明・啓発（家庭訪問、PTA総会等）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関する情報交換（職員会議） ○いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○行事を通じた人間関係づくり（遠足、1年生を迎える会） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級の様子を説明（学級保護者会等）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○教育相談週間（個人面談） ○平和集会、道徳（命の大切さ） ○児童に関する情報交換 ○家庭教育支援会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○教育相談週間（個人面談） ○平和集会、命の大切さ（道徳） ○いじめ防止強化月間 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての啓発（日曜参観） ○いじめアンケート ○学校評価アンケート
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○児童に関する情報交換 ○夏休みの過ごし方の指導 ○ネット、メールに関する授業 ○取組評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○夏休みの過ごし方 ○携帯電話、インターネット等の危険性、正しい使い方（道徳） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換（個人面談） ○携帯電話、インターネット等の危険性について（手紙）
8・9月	<ul style="list-style-type: none"> ○取組評価アンケート集計 ○生徒指導に関する研修 ○学校評価アンケートの分析 ○いじめアンケート ○児童に関する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休みいじめアンケート ○行事を通じた人間関係づくり（運動会） ○いじめ防止強化月間 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○児童に関する情報交換 ○家庭教育支援会議 ○秋休みの過ごし方の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○人権教室（道徳） 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策への啓発（手紙）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○児童に関する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○行事を通じた人間関係づくり（ありがとう朝会） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケート
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○教育相談週間（個人面談） ○いじめ防止に関する授業（道徳） ○冬休みの過ごし方の指導 ○学校評価アンケートの分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○行事を通じた人間関係づくり（学芸会） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換（学級懇談会） ○いじめアンケート
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○児童に関する情報交換 ○取組評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○教育相談週間（個人面談） ○いじめ防止強化月間 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○児童に関する情報交換 ○家庭教育支援会議 ○いじめ防止基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての啓発（学校評価説明会）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○取組評価アンケート集計 ○児童に関する情報交換 ○春休みの過ごし方の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○行事を通じた人間関係づくり（6年生を送る会） 	

